

## 今月号のテーマ

- ・ 相続税の税務調査（田中）
- ・ 棚卸資産に係る評価損の取り扱い（竹村）
- ・ 住宅ローン控除の改正点（余田）
- ・ 年末調整・確定申告の時期が近づいてきました（本多）



## 相続税の税務調査（田中）

秋は税務調査の多い時期です。特に相続税の調査の8割はこの時期にあるといっても過言ではないくらいです。相続税の調査とはどのようなものか実情をご紹介します。

相続税の調査の際によく指摘を受けるのは被相続人（亡くなった方）の過去の所得状況から判断して申告している現預金が少ないということです。

例えば、お亡くなりになる数年前に土地や株式を売却してその代金が1億円であったにもかかわらず、申告している現預金が数百万円しかないような場合には、現預金の申告が漏れているのではないかと推測されます。この代金を贈与していたり、ほかの不動産を買っていたなど明確に利用したことが判ればよいのですが、まだ未成年の孫の預金口座に5千万円もあるようなときはこの預金は実質的には被相続人の預金ではないかとの疑義が生じます。

ここで問題になるのがこの預金は孫に**贈与をしていたのかどうか**ということです。明確な証明がない限り税務署は被相続人の預金であり申告漏れであると主張します。贈与をしていたということの証明は納税者側がしなければなりません。もちろん税理士は明確な証拠書類がなくとも仮説を立てるなどして贈与があったことを主張しますが、100%立証することは難しいのが現状です。このような場合、実務的には税務署側と納税者側の妥協点を見出し一部を修正するというのがよくあるケースです。

100%立証するには贈与契約書や贈与税申告書など**証拠となる書類を残しておくことが必要**です。

## 棚卸資産に係る評価損の取り扱い（竹村）

平成20年7月2日付の改正法人税基本通達において、棚卸資産に係る評価損の取り扱いについて改正がありました。棚卸資産の製造に係る費用のうち、「製造原価に算入しないことができる費用」の範囲が見直されました。

税務上、棚卸資産評価損及び低価法評価損（以下、評価損等）は製造原価に参入を原則としながらも、今までは損金に算入することも認められていました。しかし、今回の改正で評価損等は、すべて原則通り製造原価に算入しなければならないこととなりました。これにより、棚卸資産が仕掛中である場合、その期で損金に算入することができないため、経営状況等により任意に評価損等を製造原価に含めるかどうかを選択できなくなったのです。

〈税務上の取り扱い〉

**改正前**

**製造原価に算入する** あるいは **損金に算入する** の選択制

**改正後**

**製造原価に算入する**

詳しくは弊社スタッフまでお問い合わせください。

## 住宅ローン控除の改正点（余田）

11月に入り、もうすぐ年末調整の時期ですね。国税庁のホームページでは、「平成20年分 年末調整のしかた」が公開されています。昨年と比べて変わった点がありますので、早めに確認しておきましょう。

平成19年度の税制改正により**住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）**について、下記のとおり改正されています。

### <特例の創設>

平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に住宅ローンを借入れ、マイホームを取得・入居開始したケースでは、住宅ローン控除の適用年を

### ①10年間とする現行制度 または ②15年間とする特例制度

どちらかを選択により適用できるようになりました。それぞれで毎年の控除率と最高控除額が、以下のように異なります。

#### ■平成19年居住分

対象となる住宅ローン年末残高：2,500万円以下の部分、最高控除額計：200万円

区分 \ 項目		適用年		
		1～6年目	7～10年目	11～15年
現行特別 控除	各年の控除率	1.0%	0.5%	—
	各年の最高控除額	25万円	12.5万円	—
税源移譲 対応特例	各年の控除率	0.6%		0.4%
	各年の最高控除額	15万円		10万円

#### ■平成20年居住分

対象となる住宅ローン年末残高：2,000万円以下の部分、最高控除額計：160万円

区分 \ 項目		適用年		
		1～6年目	7～10年目	11～15年
現行特別 控除	各年の控除率	1.0%	0.5%	—
	各年の最高控除額	20万円	10万円	—
税源移譲 対応特例	各年の控除率	0.6%		0.4%
	各年の最高控除額	12万円		8万円

今回、平成19年中に居住を開始したケースが、初めての年末調整になります。間違えずに年末調整をおこないましょう。居住を開始した最初の年（平成20年）分は、確定申告により控除を受ける必要がありますのでご注意ください。

## 年末調整・確定申告の時期が近づいてきました（本多）

今年も残り2ヶ月を切りました。

例年通り皆様のお手元には保険会社から、「生命保険料」や「地震保険料」の「控除証明書」が届き始めていると思います。来月には年末調整が、年が明ければ確定申告が控えています。申告には原本が必要ですので紛失されないようご注意ください。